

令和5年12月18日
神奈川県労働局

川崎北公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川県労働局は、川崎北公共職業安定所（以下、「川崎北所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

令和6年2月16日（金）に開催予定の「川崎市障害者向け合同企業就職面接会」への参加勧奨として事業所11社に対し、リーフレット「参加企業募集のお知らせ 川崎市障害者向け合同企業就職面接会」をメールで送信。11社一斉送信したところ、BCCではなく全て「宛先」にて送信していたため、各事業所担当者のメールアドレスが漏えいした。

漏えいした個人情報は以下の通り。

フルネームで氏名が表記されているアドレス3件

（うち2件は企業名も表記されている）

他7件は個人が特定されないアドレスであった。

2 事実経過

- （1）令和5年12月4日（月）に、「川崎市障害者向け合同企業就職面接会」への参加勧奨として事業所11社に対し、リーフレット「参加企業募集のお知らせ 川崎市障害者向け合同企業就職面接会」をメールで送信することとした。
- （2）同日、職員Aがメール文面を作成し、リーフレットを添付、11社分のアドレスを宛先に入力しドラフトを作成した。
- （3）職員Bがダブルチェックをするも、アドレス文字列と添付ファイル、本文が正しいかに集中していたため、BCCではなく宛先にアドレスが入力されていることを気付かず送信可とした。
- （4）職員Aが自身の端末で送信すると1つの宛先について「送信許可されませんでした」とメッセージがあらわれた。
- （5）このため、ダブルチェックをした職員Bが、自身の端末で送信した瞬間にBCCとせず送信したことに気付いた。この段階で個人情報の漏えいが発覚した。
- （6）11社送信したところ、1社は宛先不明でエラーとなり、結果的に10社アドレス漏えいとなった。

- (7) 同日、13時05分ごろ、10社の事業所への電話連絡は、川崎北所内の職員で手分けして行い、8社へ直接連絡が取れ了承を得た。残り2社については、1社は担当者が不在のため伝言を行い、1社は定休日であったため、ともに後日再度連絡することとした。
- (8) 令和5年12月5日(火)9時30頃、当該2社と連絡が取れ、了承を得た。また、宛先不明でエラーとなった1社に連絡したところ、当該職員は退職済であった。宛先不明でエラーとなった1社に再度連絡し当該退職職員の上司に連絡を取り了承を得た。

3 発生原因

- (1) メール送信の職員Aが、本来BCCにて送信すべきところ、誤って宛先に入力した。
- (2) ダブルチェックを行った職員Bが、アドレス文字列と添付ファイル、本文が正しいかに集中していたため、BCCではなく宛先にアドレスが入力されていることを気付かず送信してしまった。

4 再発防止対策

【川崎北所の取り組み】

- (1) 令和5年12月4日(月)15時、緊急幹部会議を開催し、外部メール送信時の方法(BCCの使い方)とダブルチェックの実施を徹底するよう指示。
- (2) 全職員、相談員に「個人情報保護に関する研修テキスト」の緊急自主点検の実施を行うよう指示。
- (3) テプラにて「外部メール一斉送信不可。やむなく送信する場合には、BCCを利用のこと」と作成し各端末に貼付することとした。
- (4) 令和5年12月5日(火)9時、所長より「**【重要】**川崎北所における個人情報漏えい事案について」として全職員、相談員に本件を周知するとともに、以前所内研修で使用した「メール誤送信」防止のための基本動作」と題し、メールの宛先設定3つ(TO、CC、BCC)の機能について、それぞれの違いをまとめた資料を全職員、相談員へメールをした。

【神奈川労働局の取り組み】

- (1) 令和5年12月5日(火)職業対策課長より各所属長あてメールにて事案の概要共有及び緊急幹部会議を開催し個人情報漏えい防止の徹底について注意喚起するよう指示した。
- (2) 同日、職業安定部より職業安定部長事務連絡を発出し、個人情報漏えい事案に係る注意喚起を指示した。
- (3) 同日、職業安定課より全所属を対象としたメール利用に係る緊急点検の実

施を指示した。

- (4) 同日、総務部総務課より総務部長事務連絡を発出し、注意喚起及びメール送信時のチェックポイントを配布し、その取扱いの徹底を指示した。

【担当】 神奈川労働局 職業安定部
職業対策課長 関口 靖彦
課長補佐 佐藤 貴紀
(電話) 045-650-2801